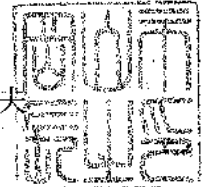


岡山市告示第 592 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成28年12月21日岡山市告示第1201号により指定した区域について解除する。

令和 2年 6月 19日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
岡山市北区天瀬32番、37番、38番8の各一部  
(別図のとおり)
  
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物
  
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

(別図) 指定を解除する形質変更時要届出区域

